

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 105 会計方針の変更の具体的な範囲について

会計方針とは、棚卸資産の評価方法（先入先出法、総平均法など）等、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続をいいます（「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」4項(1)）。企業を取り巻く環境は日々変化しているため、会計処理の対象となる会計事実も変化します。そのため、企業の実態を忠実に財務諸表に表現するという観点から、会計方針を変更することがあります。

「会計方針の変更」に該当する場合、原則として、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用します。ここで、「会計方針の変更」とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいい（基準4項(5)）、その具体的な範囲が「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針（以下「指針」とする。）」に記載されています。

そこで今回は、当該適用指針に記載のある具体的なケースをもとに、「会計方針の変更」に該当しないケースについてご説明します。

（ケース1）ある項目（経費等）についてそれまで現金基準で処理していたが、重要性が増したため当期から発生基準により処理することとした（指針8項(1)）。

重要性が増した会計事象に対する現金基準の適用は一般に公正妥当と認められた会計処理に反し、簡便的な会計処理から本来の会計処理へ変更する場合であるため、会計方針の変更には該当しません。この場合、従前の重要性の判断が適切である限り、遡及適用は必要なく、変更の影響額は当期の損益に含めることで足りると考えられます（指針18項）。

（ケース2）連結又は持分法の適用の範囲に関して変動があった（指針8項(3)）。

連結又は持分法の適用の範囲に関する変動は、財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続に該当しないため、会計方針の変更には該当しません（指針18項）。

（ケース3）ある収益取引について営業外収益から売上高に表示区分を変更した（指針7項）。

会計処理の変更に伴って表示方法の変更が行われた場合は、会計方針の変更として取り扱いますが、当該表示区分の変更が資産及び負債並びに損益の認識又は測定について何ら変更を伴うものではない場合、表示方法の変更として取り扱い、会計方針の変更としては取り扱いません（指針 19 項）。

（ケース 4）営業活動によるキャッシュ・フローに関する表示方法を直接法から間接法に変更した（指針 9 項）。

表示方法の変更が会計処理の変更を伴うものでない限り、表示方法の変更として取り扱うため（指針 7 項）、会計方針の変更には該当しません（指針 20 項）。